

# 「第3次千葉県男女共同参画計画骨子および原案」に対する会長声明

千葉県は、今般、第3次千葉県男女共同参画計画骨子（以下「本件骨子」という）および本件骨子に基づく原案（第3次）を発表した。当会は、本件骨子および原案が、第2次基本計画の理念や第3次千葉県男女共同参画計画骨子案（以下「骨子案」という）の basic concept, basic goal, basic issue を変更したことにより、男女共同参画社会基本法（以下「基本法」という）の趣旨に反し、第2次基本計画より明らかに後退しているものであることに対し、強く異議を唱え、5(1)(2)(3)記載の各修正を求める次第である。

## 1 男女共同参画計画の「基本理念」について

### (1) 第2次基本計画が

「女性も男性も人として尊重され、その人らしく生きることができ、それぞれ個性を認めあえる社会、そして平等な社会の実現を目指します」

としていたものを、本件骨子は、

「男女がともに認め合い、支え合い、元気な千葉の実現を目指します」  
と変更した。

### (2) 第2次基本計画では、憲法13条、14条、24条を基本理念とする基本法の趣旨と整合性が保たれるよう基本理念が策定されていたが、本件骨子は表現上も、かかる整合性が失われている。そればかりか、本件骨子は「男女がともに認め合い」との表現を用いており、これによって、男女が性別による特性を認め合うことにもなりかねず、これは、「性別にかかわりなく、その個性と能力を十分に發揮することができる男女共同参画社会」（前文第2項）を目指している基本法の趣旨に相反する。

## 2 男女共同参画計画の「目標」について

### (1) 骨子案が

「すべての人の人権が尊重される社会の実現」（基本法3条参照）

「政策・方針決定過程における男女共同参画の促進」（同法5条参照）

「誰もが、多様な生き方・働き方のできる社会の実現」（同法4条）

と掲げていたものを、本件骨子は、

「男女がともに人として尊ばれる社会づくり」「男女がともに輝く環境づくり」

「男女がともにいたわり合い、健やかに暮らせる社会づくり」

と大幅に変更した。

### (2) 骨子案では、その目標と基本法の趣旨との関連性が明確であったが、本件骨子ではかかる関連性が曖昧になっている。また、本件骨子は、骨子案に掲げられていた「政策・方針決定過程における男女共同参画の促進」を目標から削除しているが、かかる削除は、骨子案の「現状と課題」において明らかにされている「政策方針決定過程への女性の参画は依然低水準」であるとの社会的事実を無視するものであり、政策等の立案及び決定への共同参画を要求する法の趣旨にも合致しない（基本法5条）。

### 3 本件骨子の「基本的課題」について

#### (1) 骨子案が

「男女共同参画社会づくりに向けた意識啓発と社会制度・慣行の見直し」

「教育、学習の場における男女平等教育の促進」

としていたものを、本件骨子は

「男女共同参画への意識作り」「男女共同参画の視点に立った教育、学習の充実」

と変更した。

(2) 本件骨子は、基本的課題の中から、骨子案にある「社会制度・慣行の見直し」の文言を削除しているが、かかる削除は、性別役割分業を是とする社会慣行が女性の個性と能力を十分に發揮することを阻害する主要因となっている社会的事実に対応せず、かかる社会実体に対して配慮を求める法の要求にも応えていない（基本法4条）。また、本件骨子が「男女平等教育」の文言をも削除したことは、教育方面における男女平等の実現が大幅に後退することにつながる。

### 4 千葉県は、男女共同参画条例がない唯一の県であり、男女共同参画計画は県の男女共同参画行政の基本となるものである。

基本法前文には、男女共同参画社会の実現は21世紀の最重要課題と謳われ、政府は、現在、実効性のあるアクションプランとしてさらに踏み込んだ内容の第3次基本計画を策定中であるにもかかわらず、千葉県が、このような後退をしていることは、とうてい看過できない事態である。

### 5 以上より、当会は、第3次千葉県男女共同参画計画について、下記の修正を強く求めるものである。

(1) 基本理念として、第2次基本計画の「女性も男性も人として尊重され、その人らしく生きることができ、それぞれ個性を認めあえる社会、そして平等な社会の実現を目指す」を復活させること

(2) 基本目標として、骨子案の「すべての人の人権が尊重される社会の実現」「政策・方針決定過程における男女共同参画の促進」「誰もが多様な生き方・働き方のできる社会の実現」「誰もが生涯を通じて、健康で安心して暮らせる環境の整備」を復活させること

(3) 基本的課題として、骨子案の「男女共同参画社会作りにむけた意識啓発と社会制度・慣行の見直し」「教育、学習の場における男女平等教育の促進」「労働の場における男女平等の促進」を復活させること

以上

平成22年12月15日

千葉県弁護士会 会長 市川清

